



長野県報

10月17日(月)
平成23年
(2011年)
第2311号

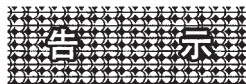
目次

告示

国土調査法に基づく平成23年度地籍調査事業計画(農地整備課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	2
保安林の指定施業要件の変更予定(2件)(森林づくり推進課).....	3
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の存続期間の更新(森林づくり推進課野生鳥獣対策室).....	3
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の解除(森林づくり推進課野生鳥獣対策室).....	4
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく休猟区の指定(森林づくり推進課野生鳥獣対策室).....	5
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定猟具使用禁止区域の指定(森林づくり推進課野生鳥獣対策室).....	5
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課).....	6

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課).....	7
企画提案公募(プロポーザル)(園芸畜産課).....	7
一般競争入札(2件)(道路管理課).....	8
正誤(水大気環境課).....	9



長野県告示第701号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成23年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

平成23年10月17日

長野県知事 阿部 守一

調査を行う者の名称

調査地域

調査期間

上伊那郡辰野町

上伊那郡辰野町大字小野の一部

平成24年3月31日まで

上水内郡飯綱町

上水内郡飯綱町大字倉井、大字川谷、大字赤塩の各一部

〃

農地整備課

長野県告示第702号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
松本市大字入山辺字大菱15399の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第703号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
大町市八坂字行ノ入8032のイ、8033の1、字日向林8139の1、字ゾゴヨリ大曲り迄8243の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第704号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡箕輪町大字中箕輪字五斗山7397・7399・7402の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字五斗山7397・7399・7402の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第705号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡南木曾町吾妻578の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第706号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年10月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第707号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年10月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東御市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第708号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新します。

平成23年10月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 金森山鳥獣保護区
 - (1) 区域
飯田市上村地籍の伊藤沢と白沢との合流点を起点とし、同点から大西山に通ずる尾根を南西進し、大西山に至り、同点から飯田市上村地籍と飯田市南信濃地籍との境界を西進し、同境界と飯田市千代地籍の境界との接点に至り、同点から飯田市千代地籍と飯田市上村地籍との境界を北進し、金森山を経て伊藤沢との接点に至り、同点から同沢を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約450ヘクタール）
 - (2) 存続期間
平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
 - (3) 保護に関する指針
当該区域は、飯田市上村地籍南西部の上村川上流に位置する森林地帯で河川の水量も豊富であって、沢沿いを中心にナラ等の天然広葉樹林、ヒノキ等の人工針葉樹林が混在しており、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。
- 2 摺古木鳥獣保護区
 - (1) 区域
飯田市上飯田東沢地籍の林道東沢線と黒川との交点を起点とし、同点から同川を北進し、布滝の上先端に至り、同点から飯田市有林と北方外三区財産区有林の境界の尾根を北西進し、同尾根と木曾郡南木曾町の町界との接点に至り、同点から同市町界を北東進し、同市町界と木曾郡大桑村の村界との接点に至り、同点から同市村界を東進し、摺古木山三角点（2,168.5メートル）に至り、同点から飯田市有林と松川入財産区有林の境界の尾根を南進し、同尾根と飯田市有林と北方外三区財産区有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南西進し、通称扇平山（2,018メートル）を経て同境界と旧摺古木山登山道との交点に至り、同点から更に同境界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約220ヘクタール）
 - (2) 存続期間
平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
 - (3) 保護に関する指針
当該区域は、飯田市の西端に位置し、ナラ等の天然広葉樹やヒノキ、カラマツ等林相の変化に富む地域で、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。
- 3 大峰鳥獣保護区
 - (1) 区域
北安曇郡池田町大字会染773-1番地の県道宇留賀線上の通称こだま岩を起点として、同点から大峰山に通ずる尾根を北進し、同尾根と大町市と池田町の市町界との接点に至り、同点から同市町界を北進し、三角点（1,015.6メートル）を経て、同市町界と大町市八坂（旧八坂村）の町村界との接点に至り、同点から同市町界を東進し、同市町界と町道210号線との接点に至り、同点から同町道を南進し、同町道と通称南寺間沢との交

点に至り、同点から同沢を南東進し、同沢と通称日野沢との交点に至り、同点から同日野沢を南進し、同沢と県道宇留賀線との交点に至り、同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約245ヘクタール)

(2) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、池田町にある大峰高原に位置し、アカマツやカラマツ等の針葉樹やシラカンバ等林相の変化に富む地域で、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

4 樺平鳥獣保護区

(1) 区域

千曲市大字桑原横手山地籍の林道不動滝線と佐野川及び八幡桑原県有林と千曲市有林の境界線との交点(濁沢橋)を起点として、同点から同境界を東進し陣場平の標高点(969メートル)に至り、同点から中沢川との接点に通じる尾根を東進し、同尾根と同川との交点に至り、同点から同川を東進し、同川と大舟沢と通称中尾根との交点に至り、同点から通称中尾根を南進し、同尾根と千曲市と東筑摩郡麻績村の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、北山の三角点(1,237.7メートル)を経て三和峠で市道8,150号線を横断して南西進し、千曲市と麻績村と長野市の境界との接点に至り、同点から千曲市と長野市の境界を北西進し、標高点(1,142メートル)を経て官行造林地と旧名称公団造林地の境界との接点(通称焼峰)に至り、同点から同境界を東進しさらに林道不動滝線に通ずる尾根を東進して同尾根と同林道との接点に至り、同点から同林道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の地域(面積約416ヘクタール)

(2) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、千曲市の西部、千曲川の支流に位置する標高900mから1,300mの佐野川とその源流部を包含する標高差のある山間地域で、沢沿いにナラ、コナラ等の天然広葉樹、尾根筋にはアカマツの天然林、人工林が分布するなど、豊かな植生があり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

5 高井鳥獣保護区

(1) 区域

上高井郡高山村大字奥山田地籍の主要地方道豊野南志賀公園線と県道山田温泉線との交点を起点として、同点から主要地方道豊野南志賀公園線を東進し、山田温泉及び五色温泉を経て同道と村道七味温泉線との交点に至り、同点から同村道を東進し、同村道と林道山田入線との交点に至り、同点から同林道を東進し、同林道と通称不動沢との交点に至り、同点から同沢に沿って北進し、同沢と高山村と下高井郡山ノ内町の町村界との接点(笠ヶ岳 2,075.8メートル)に至り、同点から同町村界を東進し、同町村界と長野県と群馬県の県境との接点に至り、同点から同県境を南西進し、万座山、黒湯山及び御飯岳を経て同県境と高山村と須坂市の市村界との接点に至り、同点から同市村界を北西進し、悪婆山及び奈良山を経て同市村界と通称紫子萩山に通ずる尾根との接点に至り、同点から同尾根を北進し、同尾根と通称カラ沢との交点に至り、同点から同沢を北東進し、同

沢と桶沢川との交点(鞠子橋)に至り、同点から同川を南東進し、同川と林道湯沢線との交点(待留橋)に至り、同点から同林道を北西進し、作沢川との交点(屋知橋)に至り、同点から前山(1,142.3メートル)に通じる尾根を北東進し、通称強清水鏡沢との接点(前山 1,142.3メートル)に至り、同点から同沢を北進し県道351号山田温泉線との交点に至り、同点から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約5,058ヘクタール)

(2) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、高山村にある山田牧場の南東部から南西部に位置し、ブナやナラ等の林相の変化に富む地域で、天然記念物のイヌワシ、特別天然記念物のカモシカ等多くの稀少な鳥獣も生息している重要な区域であり、多様な鳥獣も生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

6 長峰鳥獣保護区

(1) 区域

飯山市大字飯山有尾地籍の国道117号線の皿川橋南西端を起点として、同点から皿川左岸を西進し、同川左岸と国道292号線との交点に至り、同点から同国道を北進し、同国道と市道柳原9号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、同市道と県道曾根藤ノ木線との交点に至り、同点から同県道を北進し、同県道と市道太田7号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と市道常盤5号線との交点に至り、同点から市道常盤5号線を北東進し、同市道と県道飯山線との交点に至り、同点から同県道を南進し、同県道と市道常盤14号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と市道常盤28号線との交点に至り、同点から市道常盤28号線を南進し、同市道と県道間沢小沼線との交点に至り、同点から同県道を東進し、同県道と国道117号線との交点に至り、同点から同国道を南西進し、起点に至る線により囲まれた一円の区域(面積約1,510ヘクタール)

(2) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、長野県北部、飯山市に位置し、標高300m~400mの飯山市街地に接した丘陵地帯であり、常緑針葉樹林とミズナラを主体とする落葉広葉樹林が混交しており、また、千曲川には冬季にカモ類が多数渡来する重要な地域であることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第709号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第8項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を解除します。

平成23年10月17日

長野県知事 阿部守一

1 大日向鳥獣保護区

存続期間満了により解除。

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第710号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定します。

平成23年10月17日

長野県知事 阿部守一

枯尾休猟区

1 区域

木曾郡木祖村地籍の小木曾国有林第1044林班から第1072林班までの区域及び同村大字小木曾の県道奈川木祖線と小木曾国有林笹川林道との交点を起点とし、同点から同林道を西進し、木曾郡木祖村有林と国有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、境界標561に至り、同標から同境界を北西進し、境界標533に至り、同標から同境界を北東進し、境界標524に至り、同標から同境界を南東進し、境界標511に至り、同標から同境界を東進し、林道池平大原線との接点に至り、同点から同林道を南進し、県道奈川木祖線との交点に至り、同点から同県道を南進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約806ヘクタール)

2 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第711号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。

平成23年10月17日

長野県知事 阿部守一

1 飯綱山特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

小諸市大字諸地籍の主要地方道小諸・上田線と市道6134号線との交点を起点とし、同点から同市道を北進し、市道7171号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道7084線との交点に至り、同点から同市道を東進し、市道7083線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、市道0105号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、主要地方道小諸・上田線との交点に至り、同点から同主要地方道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約44ヘクタール）

(2) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

2 雨川ダム特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

佐久市大字田口地籍の県道下仁田白田線と国有林と民有林の境界線との交点を起点とし、同点から同県道を東進し、同県道と林道田口十石峠線との交点に至り、同点から同林道を南西進し、同林道と歩道（通称山の神線）との交点に至り、同点から同歩道を西進し、同歩道と国有林と民有林の境界線との接点に至り、同点から同境界線を北西進し、同境界線と雨川との交

に至り、同点から同川を南東進し、同川と程久保沢との合流点に至り、同点から同沢を北東進し、同沢と国有林と民有林の境界線の接点に至り、同点から同境界線を北東進して起点に至る一円の区域（面積約29ヘクタール）

(2) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

3 前山特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

佐久市大字前山地籍の市道29-60号線と市道29-1号線との交点を起点とし、同点から同市道を南東進し、同市道と市道30-43号線との交点に至り、同点から同市道を西進し中部横断自動車道計画線との交点に至り、同点から同自動車道計画線を西南進し市道29-73号線との交点に至り、同点から同市道を西進し市道29-75号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道29-2号線との交点に至り、同点から同市道を東進し、市道29-59号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道29-6号線との交点に至り、同点から同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約30ヘクタール）

(2) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

4 美穂ヶ池特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

上田市大字芳田地籍の上田市道大屋28号線と同市道下芳田3号線との交点を起点とし、同点から同市道下芳田3号線を北進し、同市道蒼久保芳田線との交点に至り、同点から同市道を北進して、同市道下芳田2号線との交点に至り、同点から同市道を東進して、上田市と東御市との市界に至り、同点から同市界を南進し、同線と瀬沢橋東詰めとを結ぶ線との交点に至り、同点から同線を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約5ヘクタール）

(2) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

5 東組特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

上田市菅平高原地籍の国道406号線と上田市道原野地2号線との交点を起点とし、同点から同国道を東進し県道菅平高原線との交点に至り、同点から同県道を南東進し市道原野地線との交点に至り、同点から同市道を南西進し市道原野地3号線との交点に至り、同点から市道原野地3号線を南西進し市道原野地2号線との交点に至り、同点から市道原野地2号線を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約90ヘクタール）

(2) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

6 菖蒲池特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

東御市中八重原地籍の東御市道菖蒲池北線と東御市道中八山根線との交点を起点とし、同点から市道中八山根線を南進し、県道丸子北御牧東部線との交点に至り、同点から、同県道を北西進し、市道神楽線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道六地藏線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道上八白水線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道白中央線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、市道白水南線との交点に至り、同点から同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約90ヘクタール）

る線に囲まれた一円の区域(面積約42ヘクタール)

(2) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

7 伊那美篤・東春近特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

伊那市中心区地籍の主要地方道伊那高遠線と主要地方道伊那辰野停車場線との交点を起点とし、同点から同主要地方道を北東進し、同主要地方道と市道福島沢岡線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と市道福島手良線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と市道野底手良線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、更に西進し、同市道と市道野底8号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、同市道と市道野底学校線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と市道野底南原1号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、更に南進し、市道野底南原3号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、市道野底南原2号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道上牧原9号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道野底学校線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道上ノ原幹線との交点に至り、同点から同市道を西進し、更に南進し、同市道と市道緑ヶ丘大宮線との交点に至り、同点から同市道を東進し、同市道と市道杖突街道線との交点に至り、同点から同市道を東進し、同市道と市道中県六道線との交点に至り、同点から同市道を北進し、更に西進し、更に北進し、同市道と市道末広中央線との交点に至り、同点から同市道を東進し、同市道と市道富士塚11号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、更に西進し、同市道と市道富士塚21号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、同市道と市道上牧笠原線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と県道美篤箕輪線との交点に至り、同点から同県道を南東進し、同県道と市道上大島笠原線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、同市道と主要地方道伊那高遠線との交点に至り、同点から同主要地方道を東進し、同主要地方道と市道堀尻線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道芦沢河原7号線との交点に至り、同点から三峰川を南東横断し、県道沢渡高遠線の交点に至り、同点から同県道を南西進し、更に南進し、更に北西進し、更に南西進し、市道東原14号線との交点に至り、同点から同市道を東進し、市道東原19号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、農道との交点に至り、同点から同農道を南西進し、市道東原27号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、市道土蔵8号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、市道洞駒ヶ原線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、市道宮沢線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道田原上段1号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道田原山際線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道清水坂線との交点に至り、同点から同市道を西進し、更に南進し、市道大坂線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、更に南進し、市道田原山線との交点に至り、同点から同市道を南進し、県道田原車屋線との交点に至り、同点から同県道を北進し、更に北東進し、同県道と主要地方道伊那生田飯田線との交点に至り、同点から同主要地方道を北進し、主要地方道伊那辰野停車場線との交点に至り、同点から同主要地方道を北進して起点に至る

線に囲まれた一円の区域(面積約1,365ヘクタール)

(2) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

8 上赤須特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

駒ヶ根市小鍛冶地籍の主要地方道伊那生田飯田線と市道1-933号線との交点を起点とし、同点から同主要地方道を南西進し、更に南進し、更に南西進し、更に西進し、更に南西進し、更に北進し、更に西進し、同主要地方道と市道吉瀬本線との交点に至り、同点から同市道を北進し、吉瀬橋との交点に至り、同橋を北進し、更に同市道を東進し、更に北進し、更に東進し、更に南東進し、更に北西進し、同市道と市道1-740号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、更に東進し、更に北東進し、市道1-739号線との交点に至り、同市道を北東進し、更に西進し、同市道と市道1-728号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道1-729号線の交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道1-723号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、更に東進し、更に北西進し、同市道と市道1-867号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、更に北東進し、同市道と市道1-933号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、小鍛冶大橋の交点に至り、同橋を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約63ヘクタール)

(2) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

9 千鹿頭特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

松本市神田地籍の千鹿頭池水面一円(面積約2ヘクタール)

(2) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第712号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成23年10月6日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成23年10月17日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
長野吉田高等学校同窓会	長野市吉田2-12-9	長野市吉田2-12-9 長野吉田高等学校同窓会

会計課